

MMCニュース 経営情報

2025年9月号

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-20

ワカヤギビル 504

TEL.03-3511-6038 FAX.03-3511-6039

<https://www.mmc-office.co.jp>

有限会社MMC

入院・介護施設への入所 葬儀の手續支援 公的支援は不十分？

シニア世代で「身元保証人」に悩む人が増えています。総務省の調査によると、病院・介護施設の9割以上が身元保証人を求めているそうです。身元保証人がいなければ施設への入所を断られるリスクがあり、結果として必要な医療・介護サービスを受けられない可能性があります。しかし、近年は身元保証人がいなかったり、身内への依頼を躊躇したりするシニア世代が増加しています。

実は、身元保証人には重要な役割が多くあります。代表的な役割は以下のとおりです。

① 緊急連絡

土日や夜間でも連絡がとれる方を求められます。

② 料金の支払保証

料金の支払いだけでなく、入院時に必要な物品の提供や手續、入院が長期化した場合や退院時に何度も現地へ足を運ぶことは珍しくありません。

③ さらに、もし亡くなってしまった場合は、“死後事務”や葬儀・納骨の手配、残された家財やペットの引継ぎなども考えておかなければいけません。

このような身元保証人問題の解決策として、全国の社会福祉協議会が金銭管理を支援してくれる制度がありますが、利用は認知症の人に絞られています。

一方、厚生労働省は、入院や介護施設への入所手續、

緊急連絡先の引き受け、葬儀や納骨の手配、自宅に残った家財の片付けなどを想定した制度作り法律改正（2027年度を目途）を進めています。しかし、本改正も頼れる親族がいない一人暮らしの高齢者が対象となります。

がん診断社員に 100 万円 人材流失に寄与できるか

大東建託は、がんの診断を受けた社員に一律100万円を支給する制度をスタートしました。診断後2年以上経過した人が、再発や転移で入院した時にも同額を支給します。社員の経済的不安を軽減し、治療に専念できる環境を整えるとしています。人手不足が深刻となるなか、治療と仕事の両立を支援することで、人事採用の競争力強化を図る狙いもあります。

会社が団体保険に加入し、社員に保険金を支給することで資金をまかないます。保険料は会社が負担し、社員への負担は求めません。また、通常の有給休暇とは別枠で、がん治療を目的とした有給休暇を年間7日取得したり、無休とはなりますが最大24か月休職したりする制度も整えました。

(参考)

- がんの平均治療期間は約19か月
- 採用活動における1人あたりの費用は50万円～100万円とも言われている

新規社員獲得策 奨学金の返済肩代わり

新入社員の奨学金を肩代わりして返済する企業が増えています。現在、多くの大学生が、何らかの形で奨学金制度を利用しており、返済支援の有無を企業選びの参考にもしています。優秀な人材獲得のため、企業も対応を迫られています。日本学生支援機構の2022年度調査によると、何らかの奨学金を受給している学生は、大学の学部生(昼間部)で55%に上っています。

同機構では学生支援の一環として21年度、奨学金を借りた本人の勤務する企業が、肩代わりして機構に返済する「代理返還」制度を始めました。この制度を導入した企業は、3721社(今年6月末時点)で、年々増えていきます。23年度から24年度にかけては一気に約1500社も増えました。背景には先述のとおり、学生が企業を選ぶ際、企業側の奨学金返済支援の有無を重視していることがある訳です。

就職情報会社「マイナビ」の調査によると、返済が必要な「貸与型」を利用する学生442人に、奨学金の返済が就活の際の企業選びに影響したかを尋ねたところ、「とても影響があった」(4・9%)、「多少は影響があった」(17・1%)を合わせて、22・0%が「影響があった」と答えます。調査は、今年6月、26年3月卒業予定の大学生、大学院生にインターネット上で行い、1801人からの回答データです。

企業を選ぶにあたって注目したポイントは、「初任給の額」(69・6%)が最も多く、「福利厚生の実度」(53・5%)に次いで「奨学金返済支援制度の有無」(28・1%)が3番目に多かった。自由回答では「返済制度があるところしか受けていない」との回答もありました。マイナビキャリアリサーチラボの研究員は、「支援制度のある企業であれば、学生も安心できます。今後、より多くの企業に広がっていくことが期待される」としています。

各種手続きオンライン化 自治体でも格差 システム統合が難航

出生届をオンライン上で提出できる仕組みについて、導入する自治体が21にとどまる(2025年5月現在)ことが法務省のまとめでわかりました。自治体側の手続きが煩雑なことが原因とみられ、同省は2026年度までに全自治体での導入に向けて作業を進める考えです。

同省やデジタル庁は24年、マイナンバーカードの専用サイト「マイナポータル」経由で出生届を提出できる新しい仕組みを開始しました。

現状では、子の出生から14日以内に、医療機関作成の出生証明書を添付した出生届を提出しなければなり

ません。出産直後に市区町村の窓口に行ったり郵送したりするのは手間になるため、新たな方法では親が証明書をスマートフォンなどで撮影してサイト上で画像送信し、出生届もサイト上で入力・提出できるようにしました。

それなのに、導入自治体が21市町にとどまっているのは、利用者には便利な一方、マイナポータルと自治体の戸籍情報システムがつながっておらず、職員が出生届のデータを紙で印刷し、同システムに別途入力しなければならないためです。窓口・郵送・オンラインと受け付け経路が三つに増えることも導入の障壁となっている。

そのため、同省などは、マイナポータルと同システムをつなげるなどの環境整備を進めています。自治体側の手間を軽減して導入を促進する。また、証明書は医療機関から自治体に直接、電子データで提出できるようにし、親はマイナポータルでの出生届の提出のみとする方針で、さらなる負担軽減につなげる考えです。

自治体のみでなく、民間業者においても、利用する側と、作業する側の双方が便利で間違いのない制度を進めていかなければなりません。

お買い物で得たポイント 課税対象になる？

日々の買い物などで得たポイントは、税務上“値引き”と同様の取引とみなされます。国税庁のホームページ(タックスアンサーNo1907)で“値引きを受けた”という経済的利益は課税対象としないとされています。

ただし、ポイント付与キャンペーンに当選するなどして臨時的・偶発的に得た特別なポイントは“値引き”とはみなされませんので、一時所得として課税対象になります。一時所得の計算は以下のようになります。

- ① 一時所得に該当した経済的利益を1年分合計する
- ② (①－50万円)÷2＝課税対象
- ③ 上記②を給与所得や事業所得と合算して確定申告



MMCホームページ



YouTube



10年目やりました